

第 1 1 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和 8 年 1 月 1 4 日 (水) 午後 3 時 5 5 分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 3 0 1 ~ 3 0 3 委員会室
 3. 閉会の年月日 令和 8 年 1 月 1 4 日 (水) 午後 4 時 3 8 分

4. 出席委員 (1 7 名) の番号及び氏名

1 番 瀬 戸 弘 之	2 番 田 村 昭 弘	3 番 三 浦 大 俊	4 番 貴 田 徳 正
5 番 佐 藤 幸 一	6 番 瓜 田 弘 樹	7 番 一 戸 辰 美	8 番 神 成 和 也
9 番 棟 方 廣 光	10 番 菊 池 俊 輔	11 番 泉 直 也	12 番 佐 藤 勝 利
13 番 長 内 悟	14 番 鈴 木 照 子	15 番 秋 庭 礼 子	16 番 一 戸 祐 治
17 番 川 村 博 行	18 番 下 山 勝 源		

5. 欠席委員 (1 名)

10 番 菊池俊輔

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 参与及び書記の任命

第 3 議案第 3 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について

議案第 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について

議案第 3 6 号 農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について

議案第 3 7 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について

議案第 3 8 号 農地使用貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見の決定について

議案第 3 9 号 引き続き農業経営を行っている等の証明について

報告第 2 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 2 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 秋庭 誠 一	事務局次長 當麻 和 信	主幹 石村 浩 一	主事 棟方 裕 二
-------------	--------------	-----------	-----------

8. 会議の概要

開会 午後 3 時 5 5 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長 只今の出席委員は 1 7 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
 これより、第 1 1 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 直ちに本日の会議を開きます。
 議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、
 3 番三浦大俊委員と 4 番貴田徳正委員を指名します。また、参与には川村会長職務代理、秋庭局長、
 當麻次長、書記には石村主幹、棟方主事を任命します。
 会期の件を議題といたします。お諮りいたします。
 本総会の会期は本日一日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第34号から議案第39号まで一括議題とし、順次審議に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議長 異議がないので、そのようにさせていただきます。
まず、最初に議案第34号および議案第35号審議に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。
3番三浦大俊委員。

三浦委員 はい、3番三浦です。それでは報告いたします。
去る1月6日、瓜田弘樹委員、事務局と現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が13件、使用貸借が3件です。
いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項第6号には該当しない権利取得と認められます。
以上です。

議長 それでは、議案第34号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第34号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は13件です。No.1からNo.13について説明いたします。
普通売買申請が3件、贈与が10件となっています。
農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。

議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

瀬戸委員 1番瀬戸です。贈与での新規取得が多いが、売買での取得だとこれからやる途中だと思うが、贈与での新規取得とかがあったときにしっかり耕作とかできるのか。

事務局 新規取得につきましては申請の段階で農地の利用計画を一緒に提出していただいた上での権利移動となっております。

瀬戸委員 耕作するということですね

事務局 そうということです。小さい農地ですと家庭菜園としてあげるところが多く、ある程度の面積があるところは農地として経営していくという内容であげています。

瀬戸委員 わかりました。

議長 その他、質疑討論ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第35号について、事務局より説明願います。

事務局 議案第35号農地法第3条第1項の規定に基づく農地使用貸借契約の許可について農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本案件は3件です。農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。
いずれも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えま

す。契約期間は、記載のとおりです。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第36号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第36号農地所有権移転に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は2件です。
以上です。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。
次に、議案第37号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第37号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は4件です。契約期間および賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議 長 なお、本件につきまして鶴田町農業委員会会議規則第25号に基づき、本議案No.2の対象である〇〇委員は本案件終了まで退席をお願いします。
ただいま、事務局より説明のありました議案No.2について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。直ちに表決に入ります。
議案第37号のNo.2について原案通り決するに賛成の委員は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので本案は原案通り決しました。本案件が終了しましたので〇〇委員を復帰させます。
次に本議案No.3及びNo.4に関して鶴田町農業委員会会議規則第25号に基づき対象である〇〇委員は本案件終了まで退席をお願いします。
ただいま、事務局より説明のありました議案No.3及びNo.4について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。直ちに表決に入ります。
議案第37号のNo.3及びNo.4について原案通り決するに賛成の委員は挙手を求めます。

【全員挙手】

- 議長 賛成総員でありますので本案は原案通り決しました。本案件が終了しましたので〇〇委員を復帰させます。
次に議案38号について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案第38号農地使用貸借契約に係る農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、意見を求める。
本案件は1件です。契約期間は記載のとおりです。
以上です。
- 議長 ただいま、事務局より説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。
- 三浦委員 3番三浦です。使用貸借に関して農地中間管理機構を通して契約をするものなのか。
- 事務局 中間管理事業を利用しても問題はありません。双方がこの形での契約を希望しての申請となります。間に農業支援センターが入ればきっちりするので使いましょうということだと思います。
- 議長 その他、質疑討論ございませんか。
- 【なし】
- 議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
次に議案第39号について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第39号引き続き農業経営を行っている等の証明について租税特別措置法第70条の4第1項並びに地方税付則第12条第1項の規定の適用農地等に係る農業経営を次の期間引き続き行っていることを証明するための審議を求める。
この案件は農用地の生前一括贈与により不動産取得税の徴収猶予の適応を受けている方が対象となります。3年ごとの更新があり継続届の条件としてこちらの証明願が必要となっております。
今現在も農業を行っており適正に耕作されていると考えます。
以上です。
- 三浦委員 3番三浦です。こちらの申請は何年まで出さないといけないのか。
- 事務局 基本的には、贈与をした方が亡くなるまで必要になります。
亡くなるまでの途中で条件を農地の売買などで条件を満たさなくなった場合はその時点で支払いとなりますので、売買や賃貸借の予定のある方は利用しないほうが良い制度です。
- 三浦委員 わかりました。
- 議長 その他、質疑討論ございませんか。
- 【なし】
- 議長 ないので質疑討論と打ち切ります。
それでは表決に入ります。
議案第34号から議案第37号のNo.1及び議案第38号から議案第39号について原案どおり決するに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告20号について事務局より説明願います。

事務局 報告第20号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る
通知書を受理したので報告する。
No.1からNo.5について、双方合意により解約した旨の通知がありました。
合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。
次に、報告第21号について事務局より説明願います。

事務局 報告第21号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後4時26分)

【暫時休憩】

議長 再会します。(午後4時37分)

議長 本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第11回鶴田町農業委員会総会
を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時38分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月14日

議長

委員

委員